

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 山末	
日 時	平成30年1月25日(木曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 41 分
出席委員	◎小川 ○富谷 酒井 平本 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者	【環境市民部】塩尻部長 〔環境政策課〕西田課長、園田主査		
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告

亀岡市地域新電力事業について

[理事者入室] 環境市民部

<環境市民部長>

説明の前に、1月18日に報道された後期高齢者医療保険料の賦課誤りについて、お詫び申し上げる。原因は人為的ミスである。二度と同じ誤りを起こすことがないように確認作業を徹底して再発防止に努める。1月19日に対象となる3人にお詫びと説明を行い、正しく算定された保険料額変更決定通知を渡したところである。その3人からは信用を失墜するような事務の誤りがないようにとの指摘をいただいている。本市としては、納付に関する相談があれば相談に対応していきたい。

(案件について概要説明)

<環境政策課長>

(説明)

～ 13 : 06

[質疑]

<酒井委員>

会社設立後、経営はパシフィックパワー株式会社が行うということになっているが、亀岡市としても再生可能エネルギーの導入について調査・研究を進めていくのか。

<環境政策課長>

4月以降の会社運営は亀岡ふるさとエナジー株式会社が包括委託としてパシフィックパワー株式会社に全面的に委託する。亀岡市においても再生可能エネルギーについて調査・検討を進めていきたい。

<酒井委員>

議案説明の際には、再生可能エネルギーの活用や電力の地産地消というよりも、電気代の削減に重点があるという印象だったが、新電力会社だけでなく、再生可能エネルギーの調査・研究は、資源をしっかりと確保した上でやっていかなければ難しいのではないかと考える。新電力会社という具体的な事業が出てくるまでにどのような調査・研究を行ったのかを説明できる状況になっているのか。

<環境政策課長>

太陽光発電については、家庭の屋根に太陽光パネルを設置する事業に対して補助金を交付していた。太陽光発電等を含めて、再生可能エネルギーの調査も進めている。現在においても、太陽光発電と蓄電池をセットで導入された場合に補助金を交付している。

<酒井委員>

補助事業をしているということではない。調査・研究には時間がかかるが、調査・研究ができる環境ではないのではないかと心配している。太陽光発電についても、どこで発電されているのかを具体的に把握されていないということが12月定例会の審査の中でもわかった。会社運営はパシフィックパワー株式会社に任せたとしても、亀岡市として新電力会社を活用しながらどのように展開していくのかをしっかりと考えていただきたい。どのように調査・研究をしているのか。

<環境市民部長>

市内の太陽光発電所の場所や規模を調べている。FITが終了する時期をにらんで、いかにアプローチをしていくかということを他の新電力事業の事例を踏まえて研究している。また、自前で持つことも調査・検討している。しかし、その場合は、初期投資が多く維持管理費がかかってくるため、今後の亀岡ふるさとエナジー株式会社の電気事業の拡大を見ながら取り組んでいかなければ難しいのではと考えている。やっていかないとその部分はちょっとしんどいかなというところまでは話をしている。会社の運営状態を見ながらやっていきたい。

<酒井委員>

スマートシティ等と一緒に話ができているのか。

<環境市民部長>

駅北については京都府にも話をしている。会社はまだ設立されていないが、振興局を通じて、事前にコマーシャルを流している。さまざまな方面に語りかけを進めていきたい。

<酒井委員>

ガレリア等も新しく設立する会社の電力に変えていくのか。

<環境市民部長>

指定管理の部分においては、見積もりを行っているが、契約期限の問題がある。期限の前に契約を解除すると違約金等が発生するので、営業はしていくが、そのことにより違約金を支払う必要が生じて、トータルで損をすることになってはいけない。

<酒井委員>

公共施設の電気代については、使用料を見ながら毎年見直しということだが、必ず地域新電力会社から調達するのではなく、トータルしてどちらが得なのかを確認していかなければならないと思う。

<環境市民部長>

電力会社の選定は亀岡市で行うため、慎重に見ていく必要があるが、亀岡市内に本社がある電力会社はこの会社だけなので、そこで契約をしていきたいと考えている。ただし、電力使用量、使用時期、時間を見ながら毎年チェックしていく。

<馬場委員>

委員会に説明された出資者の内容及び出資額に変更はなかったのか。

<環境政策課長>

出資額は資本金が800万円。亀岡市は50%の400万円。商工会議所が40万円。株式会社京都銀行が40万円。京都信用金庫が30万円。京都中央信用金庫が30万円。北都信用金庫が30万円。残りがパシフィックパワー株式会社である。

<馬場委員>

パシフィックパワー株式会社の出資が30万円増えたということか。

<環境政策課長>

そうである。

<馬場委員>

供給開始に向けたスケジュールどおりに進んでいるのか。

<環境政策課長>

スケジュールどおりに進んでいる。

<馬場委員>

金融機関の出資額に差が出たのはなぜか。

<環境市民部長>

京都銀行には監査役をお世話になっているため10万円の差が出ている。

<酒井委員>

時期を見て、提案時に示された経営計画どおりに進んでいることがわかる説明をお願いしたいと思うがどうか。

<環境市民部長>

会社と相談する必要があると思うが、事業がスタートしたところなので、できる限り審議いただきたいと考えている。

<酒井委員>

早い時期の情報がほしいというよりは、民間への売電等の計画がどうなっているかがわかるようにしてほしい。

<環境市民部長>

1年が経った時点で、民間や公共施設の数字がどれくらいなのかということを説明したい。

<酒井委員>

通常は書面が出てくるだけだが、今回は1年目になるので説明願いたい。

<環境市民部長>

民間との契約は、計画上は2019年からになっている。しかし、会社を設立したということや、このような事業を行っているという営業は必要なので、どのように動くかということも説明したい。

<酒井委員>

今回は、新電力会社という具体的な事業が先に出てきたが、事業からスタートではなく、調査・研究をした上で施策の目的を実現するように考えてほしい。

<平本委員>

債務保証に関する覚書を締結されたとのことだが、その写しを当委員会に提出いただくことは可能か。

<環境市民部長>

写しは持参した。閲覧のみの対応でお願いしたい。

(資料回覧)

<齊藤委員>

役員構成は。

<環境政策課長>

設立時の取締役として桂川孝裕氏、芦刈義孝氏、監査役は西堀宏氏である。代表取締役として桂川孝裕氏、芦刈義孝氏である。

<菱田委員>

調査研究の中で、現在の供給会社である関西電力との調整をしっかりとしないといけないと思うが、そのあたりはどうか。

<環境市民部長>

関西電力と調整をしているところである。高圧電力の施設が54施設あり、そのうち、34施設を亀岡ふるさとエネルギーに転換する。残りはこれまでどおり関西電力との契約になる。関西電力と調整した上で、争うのではなくすみ分けをしている。

<菱田委員>

関西電力の方が有利な部分がある。不利益がないように上手く調整して進められたい。

～14：00

(2) 今後の取り組みについて

<小川委員長>

当委員会における子どもの貧困についての取り組みをまとめたものを配付した。また、以前に各委員に配付した子どもの権利条約及び京都府子どもの貧困対策推進計画を本日持参いただいたと思うが、それらを踏まえ、今後の取り組みについての意見をいただきたい。

<酒井委員>

子どもの貧困対策に関する提言を行ったことは大きな成果だと思う。しかし、そもそも子どもの貧困対策は対処療法であるということを視察先でも言われた。子どもの貧困をテーマとした出発点は、子どもの権利について取り組んでいきたいということだった。子どもの権利について、委員会から条例を制定できればと考える。条例化という方向性で合意が得られるのであれば、調査・研究をしたり、どのように組み立てていくのかについては、専門家のサポートが必要だと思う。例えば、先日亀岡市議会に来ていただいた牧瀬稔先生も議会からの政策条例について研究されている。今期だけでできるのかはわからないが、そういった人に関わっていただき、調査・研究していけばよいのではないかと。

<小川委員長>

子どもの貧困について取り組んできたが、出発点は子どもの権利であった。各委員の意見を求める。

<齊藤委員>

子どもの権利条例と親の役割を一緒にする取り組みを考えてはどうかと思った。子どもの権利もそうだが、親の役割も非常に大切ではないかと思う。それを一緒にやらなければ子どもの貧困は解決していかない。子どもの権利ではなく、親の子育て放棄により、子どもの貧困につながっているところが非常に多いのではないかと考えている。

<小島委員>

齊藤委員からもあったように、親学・家庭教育も大切だが、子どもの権利の中には親の養育の義務も含まれていると思う。条例化に向けた方向性で取り組めばよいと考える。

<馬場委員>

小島委員が指摘したように、子どもの権利条約には親の責務が明確に書かれており、それを位置付けた条例になるように研究していきたいと思う。その前提で、現実問題として、生活相談を受けているが、子どもの権利と一体不可分なものとして、絶対的な貧困としての生活保護の問題は避けて通れない。例えば、父親が失職し、母親が病気になり、貧困の連鎖につながるという形があったが、それにも関わらず政治の世界では、生活扶助費を削減しようとしている。親の貧困を子どもの権利との関わりの中で守っていくということを1つの視点として入れておく必要があるのではないかと思う。その部分を章立てするということではないが、調査・研究の中で、可能であれば生活保護の担当の係に来てもらってはどうかと思う。条例の中には入らないと思うが、我々の認識として調査・研究の中で取り組みたい。

<平本委員>

担当部署と常に情報共有ができるようにして、条例制定に向けて進めていけばよいと思う。

<菱田委員>

どのような課題があり、それを連鎖させないためにどうすればよいか等、項目を挙げて、項目毎に意見交換や調査を進めていってはどうかと思う。皆の意見は全てその中に入ると思う。

<富谷副委員長>

子どもの権利条例を制定することが目的だが、幅が広いため難しい。1からの勉強になると思う。親の役割や地域との関わりなど、さまざまな論点がある中で、要点を決めて調査・研究をしていかなければならない。1年で制定することは難しいと思うが、その方向性に沿って取り組めばよいと思う。

<齊藤委員>

子どもの権利条例の制定に向けて取り組むのはよいが、看板だけで終わらないように、子どもの権利と親の役割を入れていくような亀岡市独自の条例を制定するのがよいと思う。もう1点、生活保護については、本当に体が悪かったり、病気になったり、不幸なことがあった人には手厚くしてあげたいが、ずるをしている人が多い。現場をもっと把握し、無駄なお金は使わないようにして、そのお金を本当に困っている人に支給する。ずるがまかり通るようにしてはならないと思う。

<馬場委員>

その通りだと思う。制度を悪用している人については、ただしていかなければならないと思う。しかし、生活保護を受給していること自体が怠けているというような風潮とは一線を画すべきであると思う。

<酒井委員>

専門家のサポートを受けることについてはどのように考えるか。調査の手法やどのような観点で取り組めばよいかということを知くためにもサポートを受けた方がよいと思うがどうか。

<齊藤委員>

サポートを受ければよいと思うが、専門家によって観点が違うので、そこは選択すればよいと思う。

<馬場委員>

基本的には賛成である。しかし、別の委員会で、ある学者から提言をいただいたことがあるが、他の学者に聞くと、それは少数意見だと言われたことがある。学説の中でも到達点が異なるので、当委員会の実勢を生かしながら意見をいただければよいと思う。ワークショップ的な形の方がやりやすいのではないかと思う。

<酒井委員>

条例の中身ではなく、委員会として政策条例を制定するに当たって意見の聴取の仕方
や進め方についてのサポートである。私たちは政策条例をつくったことがないため、
それを1から取り組んでいくのは難しいと考える。

<小川委員長>

これまで子どもの貧困について取り組んできた中で、出発点である子どもの権利条例
の策定に向けて取り組む方向性でよいか。

<了>

<小川委員長>

その中で、生活保護等、項目を抽出して執行部の意見を聞くなどして、委員会として
調査・研究を行っていくという方向性でよいか。

<平本委員>

その通りでよい。条例を制定する上で、委員会だけでなく議会の中で、ある程度調整
してコンセンサスを取る必要があると思う。

<小川委員長>

他の委員会等とも調整しながら進めたい。もう1点、以前に健康福祉部から今後の方
向性について報告いただいた際に、新しく着任された家庭相談員を紹介いただいた。
今後の委員会の活動の参考とするために、次回の月例常任委員会で家庭相談員との意
見交換会の場を持ちたいと思う。家庭相談員の略歴を紹介する。
(家庭相談員の略歴について紹介)

<小川委員長>

あらかじめ聞いておきたいことがあれば事前に伝えておきたい。意見はあるか。

<齊藤委員>

沖縄県の貧困家庭を見る中で、亀岡の事例を見てどう思われるのか、率直な意見を聞
きたい。

<小川委員長>

他に意見はあるか。

(意見なし)

<小川委員長>

次回の月例常任委員会の日程を調整する。

(日程調整)

<小川委員長>

3月1日(木)もしくは3月2日(金)のどちらかで調整する。次回の委員会は2月
14日(水)に、臨時会の開催に当たり、正副委員長の互選を行う。

<酒井委員>

今後の方向性は決まったので、次回の月例常任委員会は、家庭相談支援員との意見交
換だけではなく、何がしたいのかを各自でまとめて出していった方がよいと思う。議
題に入れていただきたいがどうか。

<小川委員長>

次回の月例常任委員会では家庭相談員との意見交換と行政報告を1件予定している。
子どもの権利条例を制定するにあたり、委員会として項目等をまとめたい。さまざま
な視点から調査研究を深めていく内容を議題に入れたい。

<酒井委員>

行政報告の内容は。また、調査研究を深めていく内容については、委員会までに、資
料等ができれば皆に事前に読んでいただけるようにしていただきたいがどうか。

<小川委員長>

行政報告の内容は決まっているのか。

<事務局主事>

いきいき長寿プランについて報告の申し出を受けている。

<小川委員長>

今後の活動について、1月22日（木）までに事務局へメール等で提出いただき、その内容を各委員にご覧いただけるようにする。

散会 ～14：41